

昭和ボストンプログラム参加学生の帰国取扱いに関する内規

(目的)

- 第1条** この内規は、昭和ボストンの留学プログラムに参加する本学の学生（以下「ボストン参加学生」という）が予定された留学期間の完了前に帰国する場合の取扱いにつき定める。
- 2** 前項の昭和ボストンの留学プログラムには、1学期以上の長期プログラムのほか、通常プログラムに引き続き実施される延長・オプションプログラム、夏季・春季休暇期間中に実施する短期プログラムを含むものとする。

(昭和ボストンからの帰国)

- 第2条** 本学は、次に定める場合には、第3条の手續に従いボストン参加学生を帰国させることができる。
- (1) ボストン参加学生が、昭和ボストンの規則または米国法・州法に違反した場合
 - (2) 健康上の理由により、ボストン参加学生が留学先で勉学を継続することが困難であると、本学が判断した場合
 - (3) ボストン参加学生の生活態度により、他の学生の勉学に支障が生じると、本学が判断した場合
 - (4) その他、本学が帰国させることが適当と判断した場合

(帰国決定手続き)

- 第3条** 本学は、ボストン参加学生が前条各号に該当すると判断した場合、昭和ボストンと緊密な協議を行い、各号の定めるところにより以下の手續に従いボストン参加学生を帰国させることができる。
- (1) 英語コミュニケーション学科、国際学科、ビジネスデザイン学科が管轄する留学プログラムに参加するボストン参加学生については、当該ボストン参加学生が所属する学科長が、学長の承認を得て帰国させる。この場合、できるだけ早い機会に当該ボストン参加学生の帰国につき、大学部局長会及びグローバル推進委員会に報告する。なお、大学部局長会においては当該学科の学部長が、グローバル推進委員会においては当該学科から選出されたグローバル推進委員がそれぞれ報告する。
 - (2) 前号のプログラム以外の留学プログラムに参加するボストン参加学生については、国際交流センター長または国際交流課長が、当該ボストン参加学生が所属する学科長協議の上、学長の承認を得て帰国させる。この場合、できるだけ早い機会に、当該ボストン参加学生の帰国につき、国際交流センター長が大学部局長会及びグローバル推進委員会に報告する。

(ボストン参加学生の願い出による帰国)

- 第4条** 家庭の事情その他やむを得ない事情で留学プログラムの中止を希望するボストン参加学生は、すみやかに帰国願いを学長に提出しなければならない。
- 2** 帰国願いの許可は、ボストン参加学生の所属する学科長の所見に基づきグローバル推進委員会で審査した上、大学部局長会の議を経て、学長が行う。

(帰国後の取扱)

- 第5条** 第3条または第4条の手續によりボストン参加学生が帰国した場合、当該学生の所属する

学科長は、当該学生が帰国後本学で勉学を継続できるように努めるものとする。

(留学費用)

第6条 第3条または第4条の手続きにより帰国したボストン参加学生については、本学に納入した留学または研修に係る費用は原則返還しない。ただし、昭和ボストンの規則等により、返還されるものはこの限りでない。

2 医療費、航空券変更料等帰国に伴い追加発生するボストン参加学生に係る費用については、当該ボストン参加学生の負担とする。

(庶務)

第7条 ボストン参加学生の帰国手続きその他の庶務は、国際交流センター国際交流課が当該ボストン参加学生の所属学科と協議しながら主として処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この内規は、平成22年10月28日から施行する。

この内規は、平成24年1月26日に改定し、平成24年4月1日から施行する。

[帰国事由に関する規定の追加およびその他の規定の改定]

この内規は、平成25年4月25日に改定し、平成25年4月1日から施行する。

[ダブル・ディグリー留学の取り消しに関する規定の追加]

この内規は、平成26年2月18日に改定し、平成26年4月1日から施行する。

[昭和女子大学短期大学部に関する規定の改廃]

この内規は、平成29年6月29日に改定し、平成29年4月1日に遡って施行する。

[昭和ボストンプログラム参加学生の帰国に関する内規への名称変更]

この内規は、平成31年4月1日に改定し、同日施行する。

[組織変更]

この内規は、令和2年3月4日に改定し、令和2年4月1日より施行する。

[「必修留学」名称変更に伴う改定]